

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正(案)に関する提出意見及び県の考え方

意見提出件数 1 件
 意見提出者数 1 名

意見区分

1	改正(案)が規制範囲の拡大にあたるとする意見
2	改正部分に係る用語の定義及び範囲についての意見
3	改正部分以外の規定についての意見
4	有害図書制度全般についての意見
5	改正スケジュール、意見反映手続きの手法について
6	その他(質問等)

反映区分

0	A	規則改正案に反映するもの	0
0	B	御意見の趣旨がすでに規定に反映されているもの	0
0	C	今後の取組の参考とするもの	0
0	D	規則改正案に反映できないもの	0
0	E	その他(質問等)	1

整理番号	意見区分	主な意見	件数	反映区分	県の考え方
1	6	強制性交から具体的な記述に変更されますが、具体的な記述であるがゆえにそれ以外は適用外となりませんか。現行の表現の方が広義な表現であり、規制の幅が広いため適切と考えます。	1	E	今回の規則改正は、令和5年刑法改正において「強制性交等」罪が見直され、その用語が使われなくなったことから、もともと刑法内で定義づけられていた「強制性交等」罪の文言「暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交」をそのまま本規則中に直接落とし込むこととしたものとなります。 そのため、改正前後における規則対象の範囲は変更ありません。